

■総合検診事業

【衛生費】(継続) 1億1,077万円
(健康長寿福祉部 健康推進課)

特定健康診査と各種がん検診が一度に受診できる「総合検診」を、地域の公民館等の会場を巡回して実施します。また、平成23年度からは、節目年齢対象者の方が、子宮頸がん検診を京都府内どこの医療機関でも受診していただける個別検診を実施しています。

生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を目指し、まず「検診を受ける」ことから、健康への意識を高められるよう、受診率向上への取り組みも推進しています。そのために、子宮頸がん、乳がん、大腸がんの節目年齢対象者には「がん検診手帳」と「検診クーポン券」を個別に郵送し、受診勧奨しています。



総合検診の様子

■節目年齢対象者

乳がん・大腸がん…40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方
子宮頸がん…20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方

■子宮頸がん等予防接種事業

【衛生費】(継続) 7,266万円
(健康長寿福祉部 健康推進課)

子宮頸がんおよび乳幼児の髄膜炎の予防のために、子宮頸がん予防(HPV)ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を希望される場合は、無料で受けていただけます。

〔接種対象者〕

- 子宮頸がん予防(HPV)ワクチン
中学1年生(13歳相当)～高校2年生(17歳相当)の女子
ただし、高校2年生(17歳相当)の女子については、平成24年3月31日までに1回目の接種を開始した場合に対象になります。
- ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン
生後2か月児～5歳未満の乳幼児
- 小児用肺炎球菌ワクチン
生後2か月児～5歳未満の乳幼児

〔接種方法〕

対象者の方には、予診票を個別にご案内します。



2 医療保険制度の一層の充実

申請はお早めに

■子ども医療事業

【民生費】(継続) 1億4,418万円
(健康長寿福祉部 保健事業課)

お子さんの健やかな成長を願い、乳幼児、小学生、中学生が医療機関を受診された場合、保護者が支払われた自己負担金の一部を助成します。これにより、自己負担が1医療機関1か月200円となります。



子ども医療費を助成します

■国民健康保険事業

【特別会計】(継続) 71億円
(健康長寿福祉部 保健事業課)

国民健康保険に加入されている方が、病気やけがなどで医療機関等にかかられるときの医療費のうち、支払われる一部負担金を除いた費用を国民健康保険が負担します。

医療機関等での一部負担金の負担割合は、年齢等により3割・2割・1割(経過措置)と異なりますが、一部負担金の支払額が自己負担の限度額を超えた場合には、一定の要件を満たすと高額療養費として給付を行います。また、入院の場合に限り、医療機関での支払額を自己負担限度額までにとどめられる「限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証」が、平成24年4月から外来の診療を受けた場合にも、利用できるようになりました。

また、被保険者の方々が、健康に過ごしていただくための健診などの保健事業等も行っています。

事業の財源は、加入されている方からの国民健康保険税をはじめ、国や府などからの補助金、一般会計からの繰出金により賄われています。



3 患者本位の医療体制の充実

地域医療の充実を目指して

■市立病院事業会計繰出金

【衛生費】(継続) 8億4,309万円
(医療部 医療政策課)

地域において必要な医療を提供するため、市立病院を設置して、健康長寿のまちづくりを推進しています。市立病院では、市内の病院や診療所との連携・協力のもと、救急医療をはじめ産科医療、小児科医療、人工透析医療、リハビリテーション医療、在宅医療などを担っており、こうした医療に必要な経費の一部を負担するため、国が定める基準により一般会計から病院事業へ繰り出しを行っています。

- 弥栄病院 4億 3,351万円
- 久美浜病院 4億 958万円



院内ボランティアの活動の様子

■医療確保奨学金等貸与事業

【衛生費】(継続) 1,260万円
(医療部 医療政策課)

市の医療の充実に必要な医師の養成と就業促進を図るため、市立病院、国民健康保険直営診療所、そのほか市が定める市内医療機関で勤務する意思を有する医師(専門研修医、臨床研修医、大学院生)や、医師を目指す大学生へ修学などに要する資金を貸与します。

貸与を受けた年数と同じ全期間を市立病院などの地域医療機関で勤務した場合は、奨学金の返還を免除します。

【貸与金額】

- 基本額 月額20万円以内
- 特定診療科加算 月額5万円(小児科、産婦人科)



くみはまキッズドクター・キッズナースの様子

4 支えあい、助けあいの地域福祉の推進

■離職者等住宅手当緊急特別措置事業

【民生費】(継続) 176万円
(健康長寿福祉部 生活福祉課)

離職者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、住宅手当としてアパート等の家賃を支給することにより、これらの方の住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額は世帯の月収により異なりますが、単身世帯の場合の上限は月額38,200円、複数人世帯の場合の上限は月額49,700円です。



5 共に生きる障害者福祉の充実

■障害者就労支援事業

【民生費】(継続) 117万円
(健康長寿福祉部 障害者福祉課)

障害者の就労を支援するため、市役所において障害者短期職場実習を実施するとともに、障害者職場実習の受け入れ企業へ奨励金を支給します。また、特定就職困難者雇用開発助成事業から引き続き雇用する場合に限り、障害者雇用促進奨励金を支給します。



■特定就職困難者雇用開発助成事業

障害者の雇用機会の増大を図ることを目的とした国の事業で、就職に困難な障害者を職業安定所などの紹介により雇い入れた事業主へ賃金に相当する額の一部を支給する制度です。